



Title	ヒトラーのウィーン(一) - カール・ルエーガーとその市政 -
Author(s)	田口, 晃
Citation	北大法学論集, 40(5-6下), 955-983
Issue Date	1990-09-17
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16729
Type	bulletin (article)
File Information	40(5-6)2_p955-983.pdf



[Instructions for use](#)

ヒトラーのウイーン(一)

——カール・ルエーガーとその市政——

田
口
晃

目次

- はじめに
- 第一節 カール・ルエーガーの生い立ち
- 第二節 キリスト社会党の抬頭と市長ルエーガーの誕生(以上本号)
- 第三節 ルエーガー市政の展開
- 第四節 キリスト社会党市政の限界
- おわりに

はじめに

A・ヒトラーがその青春の貴重な時期を約四年間ウィーンで過ごしたことはよく知られている。彼自身、後に『我が闘争』第一巻の中で、ウィーンの生活を振り返って、「貧困と悲惨の時を過ごした」が、そこで「世界像と世界観が形成された」と述べているように、それは、一八歳から二四歳までの人格形成期にあたつている。そしてその際最も大きな影響を受けたのが、一人はドイツ民族派汎ドイツ運動の指導者G・フォン・シェーネラーであり、いま一人が、本稿でとりあげるカール・ルエーガーであった。ヒトラーによれば、ルエーガーは全国政治家としてシェーネラーに比べ「類まれな人間通」であり、「かつて存在したあらゆる権力手段を利用し、現に存在する強力な制度を味方にして、そういう古い力の源泉から自分の運動の為にできるだけ大きな利益をひき出す」権力リアリズムに長けた大政治家であつただけでなく、ウィーン市にとって「真の天才的な、凡ゆる時代を通じて最大のドイツ人市長」でもあつて、「彼がウィーン市長としてなしたことは、最もよい意味で不滅であ」つたという。尤も、『我が闘争』の中では一九一〇年三月のルエーガーの葬儀に参列した思い出も熱をこめて語っているものの、肝心の市政そのものに関しては何も触れていない。それを補うのは、大戦中の一九四一年二月一七日の総統本部に於ける発言である。そこでヒトラーは次の様に述べている。

「他処では私企業に任されていたものを市営にすることによって、ルエーガーは一文たりとも増税せずにウィーン市の美化と拡大に成功した。私企業の収入源を利用できたからだ。ユダヤ人達が資金を拒むと、ルエーガーは独自に市の貯蓄銀行を創設し、対応した。全ての自由になるお金がそこに集まり、その為ユダヤ人の力は直ちに小さくなった。」^③又、ヒトラーは大戦中、小さなルエーガー・メダルを囊中に持ち歩いていたという。以つてルエーガー崇拜の程をしのぶこ

とができれば。

それでは、ヒトラーがかくも尊敬したカール・ルエーガーとはいかなる人物だったのであろうか。そして、とりわけ、ヒトラーが最大限の賞讃を送っているウィーン市長としての彼の業績、ルエーガー市政は実際にはどのようなものであったのか。本稿では当時の史料及びその後の研究に依拠しつつ、市長ルエーガーの政治的生涯と治績を、前半二節で市長就任までの軌跡を、又後の二節でその市政を対象にして、追ってみることにしたい。

註

- (一) 最初一九〇六年五月に二週間訪問、滞在し、その後一九〇七年一〇月美術学校受験の為訪問。母親の死後、一九〇八年二月からウィーンに移り住み、一三年五月まで暮らしている。J. Fest. Hitler. Frankfurt. a. M. / Berlin 1987 S. 43, 49-58. 邦訳赤羽他訳『ヒトラー』上、河出書房三二頁、三七頁以下
ウィーン時代のヒトラーについては
- W. A. Jenks, Vienna and the Young Hitler. N. Y., 1960. W. Maser, Die Frühgeschichte der NSDAP. Hitlers Weg bis 1924. Frankfurt a. M. 1965 杉本・栗原訳『ヒトラー』紀伊國屋書店一九六九年
- L. S. Jones, Hitlers Weg begann in Wien. 1907-1913. Wiesbaden/München, 1980. などの研究がある。
- (二) A. Hitler, Mein Kampf. München, 1939. S. 197-110 邦訳平野・将積訳『わが闘争』角川文庫一九七三年上、一四〇-一五三頁。
- (三) W. Jochmann, (Hrsg.) Adolf Hitler. Monologe im Führerhauptquartier 1941-1944. geschrieben von H. Hein. Hamburg, 1980. S. 153.
- (四) H. Picker, Hitlers Tischgespräche im Führerquartier. Wiesbaden, 1983. S. 300.

第一節 カール・ルエーガーの生い立ち

カール・ルエーガーは、一八四四年一〇月二四日、レオポルド及びユリアナ・ルエーガーの長男として、ウィーン市IV区ノイ・ヴィーデンにあるウィーン工科大学職員住宅に生まれた。¹ 父レオポルドは下オーストリア州の農民の次男で、軍隊勤務の後、苦学して工科大学資料館の監視人となった人物であり、息子が高等教育を受けて社会的階梯を上昇することを早くから望んでいた。² 又、ウィーン近郊の指物師の娘で、素朴な信仰と郷土愛、及び皇帝家への忠誠心を息子に伝えた、とされる母親も、一方ではルエーガーの家庭学習に常に同席する教育熱心ぶりを示した。³

近所の小学校を卒業した後、一〇歳のカールは当時の名門ギムナジウムの一つで、貴族の子弟の多いことで有名なテレジアヌムに、例外的な自宅通学生として通うことを許され、ここで八年間を過ごした。⁴ そして、一八六二年優秀な成績で卒業試験⁵ 大学入学資格試験に合格すると、ウィーン大学にすすみ、そこで法学を学ぶことになる。大学では、進歩的で、決闘しない学生団体の一つヒラリアに属したが、貧しい学生として家庭教師等を行なう必要から、そうした課外活動に特に熱心とは言えなかった。⁶

一八六〇年代のウィーン大学生の関心は二つの点に集中していた。一つはドイツ統一とハプスブルク帝国の関係であり、今一つは四八年革命の遺産、就中民主主義的自由の継承の問題であった。そして両者はしばしば交錯していた。その中でルエーガーは、学生組合の主流をなしていた大ドイツ主義とは一線を画している。六三年には執行委員も勤めた「ドイツ大学読書協会」も、その強いドイツ民族派的傾向と合わず、脱会しているし、⁷ 六六年の普墺戦争以後は、学生団体の演説で、「我々は最早二つの椅子にかける必要がなくなった。我々はオーストリアを支持すればよい」と述べている。⁸ 更に、普仏戦争の勝利を祝った親プロイセン的なドイツ民族派の学生の手で七〇年一二月一日に開かれた大規模な

学生集会の席上で、「黒白赤は専制的恣意を象徴する」と述べ、物議をかもしている。⁽⁸⁾ つまり、大学生の多数派と異なりハプスブルク帝国と皇帝を支持する立場に立っていた訳である。

六八年大学の課程を終了すると、七四年三月まで三つの弁護士事務所で司法見習をつとめ、七四年一月弁護士資格試験に合格すると、独立してI区に事務所を構え、弁護士業を営み始めた。その間、七〇年一月には、博士号を取得している。⁽⁹⁾

ルエーガーの政治的門出は、ラントシュトラッセ（ウィーン第三区）の「市民クラブ」に加入し、書記に選出された一八七二年としてよいであろう。普墺戦争敗北後の、憲法改正を含む自由主義的改革の一環として、六八年一月、政党の自由を認める「結社法」が発効すると、保守派、自由主義派、民主派、さらには労働者教育協会等の政治的結社が、オーストリア各地に雨後の筍の様に生まれていた。⁽¹⁰⁾ III区の「市民クラブ」もそうした新興結社の一つであつて、同じ区内でカトリック保守派の「カトリック政治カジノ」や民主派の「ドイツ民主協会」と競争していた。最初ルエーガーは後者に所属していたのであつたが、指導者のクラヴァアーニと合わず、民主派の若手医師マンドルと共にそこから脱退し、マンドルが独自の結社「団結」を結成したのとは別に、自由主義派の「市民クラブ」に移つたのであつた。⁽¹¹⁾

皇帝の宮廷と官僚制から離れて政治的・文化的自立性を確立する傾向が伝統的に弱かつたウィーン市民も、一九世紀も六〇年代に入ると、文化的には勿論政治的にも自由主義派の市政掌握という形でウィーン市の中央からの自立を打ち樹てつつあつた。⁽¹²⁾ 中でも六一年から六八年までのツェリンカ及び六八年から七八年までのフェルダールという二代の市長の下でウィーンは自由主義市政の頂点を迎えていた。⁽¹³⁾

III区の「市民クラブ」はそうした自由主義グループの強力な拠点の一つであり、四八年革命を経験したパン製造業の

フォン・クンに率いられていた。ウィーン市政における名声と地位を望んでいたルエーガーにとって、他には考えられない当然の選択と言つてよいであらう。¹⁵確かに国政レヴェルでは自由主義の時代は終つており、又市政においても六八年には七二議席と三分の二多数を誇つていたフェルダー市長の与党「中央党」が七三年以後その勢力を弱めてはいた。けれどもウィーン市では、野党は未だ少数で、その上分裂していたから、依然、自由主義市政は安泰だったのである。¹⁶

そうした状況の中でフォン・クンは、むしろ、民主派の傾向の強い有能な青年ルエーガーを左派への防壁とすることで、自由主義主流派の退勢に歯止めをかけることを狙つていたと思われ、七五年の市會議員補欠選挙に第二選挙人^{クリエ}から立候補させ、市議會の最年少議員としてこれを当選させた。¹⁷

ルエーガーが市會議員として眼のあたりにした当時のウィーン市政は、原理上は俗に「マンチェスター自由主義」と揶揄的に呼ばれた立場に立つもので、歳入歳出の均衡を至上命題とした上で、市政の課題をできるだけ少なく限定する、いわば「小さい政府」論に依拠するものであった。無論、実際には、この時期、リング大通りの建設に伴う道路、橋、下水、公園等の整備や新市庁舎の建設、あるいはドナウ河の整備等巨額な出費を要する大事業が行われてはいる。然しながらこれは国の施策に連動して、ウィーン市の意志とは別に進められたものであり、その限りで財政上の赤字も黙認されたのであつて、市独自の事業として取るに足るものは、上水道と中央墓地の建設の二つしかなかった。その自由主義的立場からして、都市交通や街路照明は、サーヴィスの質が低く市民の不満の種だったにも拘らず、民間企業の手に乗ねられていたし、社会政策や福祉事業に至つては、自助原理への固執から、見るべきものはなかった。¹⁸それにも拘らず自由派が市政を壟断しえたのは、何よりも財産資格に基づく三級選挙人団制という厳しい制限選挙を通じて、「マンチェスター自由主義」の支持者たる富裕な上層市民の過剰代表が保証されていたお蔭であつたが、¹⁹更にその他に、市行政が、非政治化、効率化を名目に、議會から独立性を強めていたこと、そして最後に、フェルダー市政の後半になると、

議会内の党規律の引き締めが進み、野党の封じ込めが行われていたことも理由として挙げられよう。⁽²⁰⁾ かくしてウィーン市政は上層市民に支えられた「フェルダー独裁」の色彩さえ見せていたのである。

ここに登場したルエーガーは、市議会で組織問題・法律・雇用問題を扱う第一セクションに所属し、同じⅢ区出身のマンドルと共に、当面のウィーン市政を批判的に検討することから活動を開始した。⁽²¹⁾

七六年一〇月、ルエーガー、マンドルの「ラント・シュトラッセの反対派」は先ず、Ⅲ区の道路清掃をめぐる不正事件を市議会場で告発した(「砂袋事件」)。しかし、フェルダー市長は、この問題の市議会での討議を圧力をもって封じてしまった。更に年末の予算審議の席でルエーガーが、全ての市議に予算執行に関する検査権を認めるよう要求する一方、マンドルがⅢ区の救貧施設における公金不正流用を暴露すると、フェルダーはこれを市長個人に対する批判とみなし、鋭く反発した。その為、ルエーガーとマンドルは中央党に留まることができず、シュトイデルの率いる野党民主派の「左翼」グループに移らざるを得なかった。⁽²²⁾

市政の腐敗摘発は、かくして、フェルダー市長の「官僚支配」に議会軽視のスタイルと衝突する結果を産み出し、ルエーガーは以後フェルダーにとって民主派野党の立場からする手強い敵対者となるのである。尤もこの「転向」の背景にはフェルダーの行なう年功序列型人事の下では、早期の出世が不可能だ、というルエーガーの読みも働いていたのであり、従って、「転向」と以後の華々しい市政批判活動も、市長派からは、無節操とか、出世の為の売名行為として非難される仕儀となった。⁽²⁴⁾

翌七六年四月の市議選でルエーガーはⅢ区の第二選挙人団から再選された。Ⅲ区でのクンとの関係は未だ切れてはいなかったが、市の上級職員を中心に自由派の支持が減少したことは、四三五票中二六〇票しかとれなかった選挙結果か

ら明らかであろう。⁽²⁵⁾ しかしルエーガーはフェルダー市政批判の矛先を緩めず、九月の議会では、市長による市執行部長と市議会議長の兼任というフェルダー支配体制の要となつてゐる慣行を、権力濫用を理由に、廃止せよと迫つた。更に一〇月に入ると、マンドルと共に中央墓地の汚職事件を大々的に取り上げ、スキヤンダル暴露の形で自由主義市政批判を強めた。⁽²⁶⁾

これに対して市長は、州総督を通じてⅢ区の区委員会を強制解散させ、ルエーガー、マンドルの失脚を策す挙に出た。今回はクーン等Ⅲ区の中央党も竟にルエーガーと決裂し、自派の選挙戦を展開したから、一〇月の区委員会選挙では、ルエーガー、マンドルとも敢えなく落選し、選挙民の支持を失ふたとするルエーガーは翌一二月市議も辞任した。⁽²⁷⁾ 自由主義派の新聞「ノイエ・フライエ・プレッセ」が見破つてゐるように、ルエーガーのこの潔ぎよさは、好印象を残して再度市政に戻る為の布石であつた。⁽²⁸⁾

けれども市政に復帰する為には国や市の官吏、上層市民と云つた自由派とは異なつた支持層を開拓することが必要であつた。ルエーガーの新たな標的は、ウィーンの下町に居住する小営業層、手工業者、つまり第三選挙人団を構成する小市民層であつた。彼は毎晩Ⅲ区内の居酒屋や飲食店をこまめにまわり、小営業層の支持調達に務める一方、本業の弁護士としては小市民の側に立つた活動に専念し、人気を培つて行つたのである。⁽²⁹⁾

七七年春の第三選挙人団による市議選に向け、ルエーガーはⅢ区でマンドルと共に「経済・進歩党」を結成し、後者の立候補を後押しした。この選挙でルエーガーは、後に彼の金城湯池となるエルトベルク地区で初めて選挙活動をし、同地区の酪農業P・シュピーターラー等の大活躍によつてマンドルら三名を当選させた。次いで翌七八年三月には自身が、市政批判と小市民層の選挙権拡大を約してⅢ区の第三選挙人団から立候補し、九五八票中五三一票を獲得して市議会復帰に成功してゐる。⁽³⁰⁾

七八年の選挙の結果、フェルダー市長の与党中央党は五八に議席を減じ、対する野党は、民主左派、極左派、ルーエーガー・マンドル派等合計で六八議席となった。加えて七六年以来の中央墓地問題が正念場にさしかかっており、フェルダー市長にとっては状況は極めて困難になっていた。前年末の裁判で事件に直接関与した二名の墓堀人の有罪が確定すると、議会内に設けられた検討委員会は三月の結果報告で、市政の責任者三名も告訴すべきだ、という結論を明らかにした。これに対し、市長が主催する特別委員会の審問で十分とするフェルダーの提案がなされると市議会は紛糾した。市長批判の先頭に立ったのはルーエーガーであった。彼は特別委員会ではなく、市議会本会議の場で理非曲直を糾すことを主張し、辟易する市長に出席義務づけを課すよう求めるなど、追及の手を緩めなかった。激しい攻撃の矢面に立たされたフェルダーは竟に匙を投げ、六月二八日市会議員と市長の双方の職を辞してしまつた。⁽³¹⁾

永年ウィーン市の顔となつていたフェルダーに代つて、実務家としての有能さを買われたネーヴァルトが新市長に選出された。彼は施政方針の中に懸案の緊縮財政と市政監督の徹底をあげたのみならず、それと並んで市議会諸勢力間の和協を訴え、圧倒的支持を博したのであつた。⁽³²⁾

ルーエーガーもネーヴァルト市長とは友好関係を保つことができた。その上で、自派の交渉力強化をめざして、左翼勢力の大同団結をはかった。七月末、四八名の市議が会し、選挙人団制の廃止、市議会の行政監督権強化、緊縮財政と厳しい会計監査、を共同の綱領とする「統一左翼」を結成し、旧極左グループのF・シュランクを会派の議長に選出した。⁽³³⁾中でも、市議会の行政監督権強化に関しては、八つの部局会議と一二〇の委員会が併存しているという錯雑たる現状に鑑み、ルーエーガーは八月、議会に、部局別会議と本会議の同時開催の回避、及び本会議開催中の委員会決議の無効を提案し、九月に議会で承認されている。⁽³⁴⁾

七九年に入ると、「統一左翼」は人員を増し、一時は中央党を凌駕する迄になるが、内部の統一はむしろ弱まった。○月の第二副市長の選出に際して、自由主義派小グループ「改革クラブ」のJ・プリックスが行なった「統一左翼」分断工作が功を奏し、「統一左翼」の副市長候補シュランクは四三票しか採れずに落選してしまつたのである。シュランクは「統一左翼」の議長も辞任し、代りにシュレヒターが議長に、そしてルエーガーが副議長に選ばれた。⁽¹⁵⁾

この年六月の国会選挙で自由主義派は四九議席を失つて少数派に転落し、オーストリアにおける自由主義の短い全盛期は過ぎ去ろうとしていた。⁽¹⁶⁾これと対照的に、ウィーン市議会では自由派は、一度は追い上げられながらも反対派の乱れに乗じて様々なグループを再編し、再び多数派の形成に成功して優位に立つのである。

八〇年春の市議選では、「統一左翼」を主体とする野党の追い上げが、とりわけルエーガー、マンドルの経済・進歩党が活発に動いた第三選挙人団で著しかった。その成果を背景にルエーガーは五月、三六歳の若さで五八名を擁する「統一左翼」の議長の座につくと、自由主義市政批判の矛先を、新たに市の生活基盤構造の不備に向け始めた。⁽¹⁷⁾当面の争点は、街区照明を「帝国・大陸ガス会社」というイギリス系の民間企業に委ねていた七五年五月の契約をめぐるものであった。ルエーガー達が契約の解除を要求し、市営のガス事業を以つて代える案を初めて打ち出すと、市議会内で今後検討を開始することが定められた。又、連絡が不便な上に高料金が不評噴々のウィーン市街馬車会社との契約解除も彼らの新たに主張するところであつた。⁽¹⁸⁾

それ迄順調に自己の勢力基盤を固めつつあつたルエーガーを、八一年から八二年にかけて発生した二つの事件が大きくゆさぶることになる。一つはネーヴァルト市長の窮状を救うべくルエーガーが試みた宰相ターフェとの会見であり、いま一つは市の環状鉄道建設をめぐる生じたフォガティ事件と呼ばれるスキヤンダルである。

八一年一二月八日のリング劇場の大火は死者五百名を出す大惨事となり、その責任をめぐるウィーン市長と州総督

の間で対立が生じていた。新聞論調の批判の中でネーヴァルト市長が孤立すると、彼と良い関係を維持していたルエーガーは、対立打開の為ターフェ宰相を訪問するという挙に出た。ところが「鉄の環」の名を以て知られるカトリック保守派とスラヴ民族勢力との多数派連合を操って、自由主義勢力を追い落していたこの宰相は、自由派のみならずドイツ民族派、民主派にとつても不倶戴天の敵であり、従つてルエーガーのこの行動は裏切り行為以外の何物でもなかったのである³⁹。追い討ちをかけるように一二月二八日、ルエーガーの年長の庇護者であり、党内のまとめ役でもあったシュランクが死亡すると、最早ルエーガーの下に「統一左翼」を一本化して行くことは困難になった。ネーヴァルト市長辞任に伴う新市長選出の過程で勢力再編が進み、中央党、「極左」を中心にE・ウールを市長におす新多数派が形成されると、そちらに移るものが続出し、「統一左翼」は一挙に弱体化した⁴⁰。

八一年九月、市議会の建設委員会は、イギリス系のジェンキンス、フォガティの二社から出された環状鉄道建設の申し出を検討する目的で特別委員会を設置し、ルエーガー委員長の下で審議が進められていた。その最中の八二年二月、III区で開かれた自派の政治集会の席上で、「ターフェの走狗」という政敵の批判に反論する中で、ルエーガーは自らの清廉潔白振りを誇示するように、フォガティ会社による二名の市会議員の買収事件を暴露したのである⁴¹。名指して批判された二市議は早速名誉毀損にかかる訴訟を起こし、ここに「フォガティ事件」はウィーンにセンセーションを巻き起こした。一番で「不適切な表現」の故を以て課せられた罰金百グルデンは、四月の控訴審の無罪判決で無用となったものの、この事件はルエーガーの潔白を世に示すというよりは、彼のセンセーション好みを示すものと受け取られ、むしろ彼に対する市議仲間や中・上層市民の信頼感を一層損なうものであった⁴²。

こうして弱体化し、揺いだルエーガーの地位を決定的に低下させたのは、旧友マンドルとの決裂であった。これ迄III区を共通の地盤に、自由主義市政攻撃で提携してきた両者は、八三年四月下院を通過した改正「学校法」の評価をめぐつ

て真向うから対立したのである。同法はカトリック保守派の提案になるもので、一言で言えば初等学校内での教会の影響力を強め、教育行政の分権的性格を増すものであった。自由主義左派の系譜をひく民主主義者たるマンドルにとって、それは教権主義の復活そのものと映じたから、III区の自派「団結」の集会で学校法反対の決議を行なおうとした。ところが同じ「団結」内でもルエーガー派がこれに反対した為、怒ったマンドルは五月一日「団結」を飛び出し、六月には八八名のマンドル派が集団で脱退するに至った。自由主義市政批判では一致しても、国会レヴェルでの保守と自由主義派の対立点、とりわけ宗教問題については両派は一致できなかったのである。⁽⁴³⁾

マンドルとルエーガーの仲違いにはもう一つの側面があった。次節で詳述するように、八〇年代に入るとウィーンの小営業層の政治活動が活発化して来る中で、反ユダヤ主義が運動を加速する政治象徴として登場して来る。自己の政治活動を、弁舌の才を頼りに、下層を含む中間層の方向へ転じ始めていたルエーガーがこの政治象徴にとびついて利用したことは怪しむに足りない。既に八二年三月のエルトベルク地区の政治集会で、ルエーガーは初めて打ち出した自己の網領的宣言の中で、「ユダヤ国際資本と戦う」などと激しい反ユダヤ主義を展開していた。そして、八三年六月のマンドル派大量脱退の直接のきっかけとなった集会后、反ユダヤ主義者を自認する小営業層運動グループや、これまた公然たる反ユダヤ主義の徒シェーネラー派を招いて開かれたものであった。ユダヤ人のマンドルにとって、こうしたルエーガーの立場が快い筈はなかつたのである。⁽⁴⁴⁾

いずれにせよ、マンドルとの決裂は、市議会内で最後の同盟者を失なうことを意味した。ルエーガー派はVII区選出のウィーン大学司書A・ゲスマンとルエーガーの二人だけになってしまい、反ルエーガー勢力からは「二人党」と揶揄される破目に陥った。一八八三年はルエーガーの永い政治生活の中で最低の年と言ってよい。しかし、ここからはい上がる過程で、彼は新しい運動を発見し、これを古い勢力と結びつける比類ない政治手腕を身につけて行くのである。

註

- (1) R. Kuppe, Karl Lueger und seine Zeit. Wien, 1933. S. 7.
- (2) 就学前に父親が読み書きと足し算の九九を教えていたという。L. Tomola, Dr. Karl Lueger. Festschrift zu seinem 60. Geburtstag. Wien. 1904. S. 9.
- (3) F. Stauracz, Dr. Karl Lueger. Zehn Jahre Bürgermeister. Wien. 1907. S. 2-6.
- (4) ルエーガー家の様な社会層が息子をギムナジウム、さらには大学に送ることは本来不可能であった。父親の傷病軍人恩給と自宅通学の特例によって可能となったのである。ルエーガー家の小市民的上昇志向を示すものと言えよう。J. Hawlik, Der Bürgerkeiser. Karl Lueger und seine Zeit. Wien/München, 1985. S. 21.
- (5) H. Schnee, Karl Lueger. Berlin, 1960. S. 18-19.
- (6) R. Kuppe, op. cit., S. 18.
- (7) L. Tomola, op. cit., S. 12.
- (8) H. Schnee, op. cit., S. 20.
父レオポルトは六五年下級官吏退職後の優遇措置としてタバコ屋の営業許可を得、IV区で店を開いたが六六年一〇月没して
いる。R. Kuppe, op. cit., S. 19.
- (9) F. Stauracz, op. cit., S. 13.
- (10) ibid., S. 17.
- (11) H. Schnee, S. 22.
- (12) R. Kuppe, op. cit., S. 28.
- (13) M. Pollak, Vienne 1900. Une identité blessée. Paris. 1984. pp. 47-65.
- (14) F. Czeike, Wien und seine Bürgermeister. Wien/München, 1975. S. 301-321.
- (15) F. Stauracz, op. cit., S. 17.
- (16) M. Seliger/K. Ucakar, Wien. Politische Geschichte. 1740-1934. Wien/München. 1985. Bd. I. S. 583-4.
- (17) M. Kunze, "Dr. Lueger als Gemeinderat 1875-1896." Diss. Univ. Wien 1969. S. 5. 当時のウィーン市議会選挙は財

- 産資格を基準とする三級制であった。第一選挙人団には五〇〇グルデン以上の家賃税納入者及び一〇〇グルデン以上の営業税納入者が属し、第二選挙人団は五〇〇グルデンから二〇〇グルデンまでの家賃税納入者及び高等教育を受けた官吏、教師等によって構成されていた。そして第三選挙人団には二〇〇グルデン未満一〇〇グルデン以上の家賃税納入者及び二〇〇〜五グルデンの営業税納入者が属していた。資格要件の中心である家賃税については後段で述べる。M. Seliger/K. Ucakar, *Wahlrecht und Wahlverhalten in Wien 1848-1932*. Wien/München. 1984. S. 26-31.
- (18) F. Czeike, *Liberales, christlichsoziales und sozialdemokratisches Kommunalpolitik (1861-1934)*. Wien. 1962. S. 30-60.
- (19) 当時第一、第二選挙人団選出の市議は全て自由主義派が占めていた。M. Seliger/K. Ucakar, op. cit., S. 87-90.
- (20) R. Till, *Geschichte der Wiener Stadtverwaltung*. Wien. 1957. S. 75-76.
- (21) H. Schnee, op. cit., S. 25-76.
- 後に教育・宗教問題を担う第三セクション及び財政問題を担う第七セクションにも所属している。M. Kunze, op. cit., S. 18.
- (22) R. Kuppe, op. cit., S. 34-35.
- (23) J. W. Boyer, *Political Radicalism in Late Imperial Vienna*. Chicago. 1981. p. 192.
- (24) H. Schnee, op. cit., S. 27.
- (25) M. Kunze, op. cit., S. 21.
- (26) *ibid.*, S. 30.
- (27) R. Kuppe, op. cit., S. 38-40.
- (28) *Neue Freie Presse* 10. Nov. 1876. M. Kunze, op. cit., S. 21.
- (29) F. Stauracz, op. cit., S. 19.
- (30) R. Kuppe, op. cit., S. 42-44.
- (31) M. Kunze, op. cit., S. 35-40.
- (32) R. Kuppe, op. cit., S. 49.

- (33) J. Hawlik, op. cit., S. 39—40. 大同団結を提案したⅢ区の集会で、ルエーガーは上水道問題について、既に新しい泉の開
 発を主張している。
- (34) M. Kunze, op. cit., S. 44—45, R. Till, op. cit., S. 73.
- (35) R. Kuppe, op. cit., S. 53—54.
- (36) 当時のハンズベルグ帝国及びその西半分のオーストリアについては、H. Hantsch, Die Geschichte Österreichs. Graz/
 Wien 1953. Bd II. Kap. 4を参照。
- (37) H. Schnee, op. cit., S. 28.
- (38) R. Kuppe, op. cit., S. 57—58.
- (39) H. Andics, Ringstraßenwelt. Wien 1867 bis 1887. Luegers Aufstieg. Wien/München 1983. S. 230—1.
- (40) R. Kuppe, op. cit., S. 64—66.
- (41) *ibid.*, S. 68—69.
- (42) F. Stauracz, op. cit., S. 22—23.
- (43) R. Kuppe, op. cit., S. 78—81.
- (44) K. Skalmik, Dr. Karl Lueger. Der Mann zwischen den Zeiten. Wien. 1954. S. 22.

第二節 キリスト教社会党の抬頭と市長ルエーガーの誕生

一八八三年、ウィーン市は、世界電気博覧会、ウィーン市庁舎の完成祝典、トルコ軍包囲からの解放を記念する二百
 年祭、と三つの祝祭をとり行い、明るい未来に向かっているように見えた。⁽¹⁾しかし、そうした外見とは裏腹に、一八八
 〇年代は、ハプスブルク帝国にとっても、ウィーン市にとっても、新しい政治勢力の登場と既成勢力の再編を齎らす混
 乱に満ちた巨大な政治変動の時代を意味していた。変動は、オーストリア全体では様々な民族主義の大衆運動化と労働

運動の抬頭という方向をとったが、ウィーンではとりわけ反自由主義諸勢力の登場となって表面化した。⁽²⁾

最初の大きな流れとなったのは小商店主・手工業者等の小営業層の運動である。一九世紀も後半に入ると、遅ればせながらオーストリアの工業化Ⅱ資本主義化も大工場生産の時代に入りつつあった。その中で、小営業者は、大工場の自由な競争によつて圧迫され、又自由な行商によつて足元を脅かされており、一部は工場プロレタリアートへの転落という不安に苛まれていた。とりわけ七三年恐慌以後ヨーロッパの資本主義が永い不況期に入ると、ウィーンの産業の圧倒的多数を占める小営業層の経済的困窮は一層深まった。自由主義的資本主義の基本原理である「営業の自由」に自分達の困窮の源を見出した彼らは、営業の自由を大中に認めた五九年「営業法」の改正をめざして運動を始めたのである。⁽³⁾

先ず八〇年一〇月、下町の小営業層がⅢ区のピア・ホールに集まり、初めて、自由な行商の禁止Ⅱ営業資格証明制度の再導入を訴えた。次いで八一年に入るとⅣ区の精密機械職人E・シュナイダーらが中心となって「手工業保護協会」が設立され、秋には「ウィーン営業者会議」が開催された。いずれも国会で取り上げられ始めた「営業法」改正に向けての示威行動であつた。⁽⁴⁾

八二年二月には、シュナイダー、ブツシェンハーゲン等の親方層にR・パツタイ、G・シェーネラーと云つた知識人の後押しも加わつて「オーストリア改革協会」が設立されている。小営層の利益擁護を目的とし、その為の様々な改革を要求する圧力団体として結成されたこの「協会」は、たちまち千人を超す組織となるが、その機関紙に「ユダヤ人から買ふなかれ、キリスト者から買ふべし」と書かれていたように、明瞭に反ユダヤ主義の立場を採つていた。⁽⁵⁾ ウィーンの小営業層の目から見ると、大工場主や金融業者がユダヤ人だつたばかりでなく、当面彼らの商売を脅やかす行商達も、多くが六九年基本法で居住・職業の自由を認められてガリツィアやハンガリーから移住してきた貧しい東方ユダヤ人（「シヨンベン・ユダヤ人」）なのであつて、つまりは彼らの経済的利益が二方向からユダヤ人の手で侵害されている、

と見たのである。彼らは反ユダヤ主義改革派を名づけることになる。⁽⁶⁾

彼ら及び国会のカトリック保守派の努力で八三年三月、営業資格証明制度の導入と営業の強制的ギルド化とを骨子とする「営業法」の改正が実現を見た。けれどもこれは未だ小営業層を満足させるものではなく、これをきっかけにむしろ彼等の運動は一層の拡大を遂げるのである。⁽⁷⁾

同様に反ユダヤ主義を唱え、「改革協会」に加入してはいても、下オーストリア州の農村部出身のシェーネラーの立場はやや異なっていた。元来シェーネラー派は帝国内でのドイツ文化の優越を主張する一方、自由主義・資本主義の不平等・不公正を批判する人々のグループで、八〇年以来、ドイツ語の優位、ハンガリーとの和協の批判と並んで、労働者・農民の爲の選挙権拡大や税制改革あるいは鉄道国有化を唱えてきた。⁽⁸⁾しかしシェーネラーの汎ドイツ主義が人種論的反ユダヤ主義と共に昂進すると、V・アドラーやH・フリートユングのようなユダヤ人やその友E・ペルナーシュトルファーが袂を分かつただけでなく、反ユダヤ主義改革派の小営業層や知識人とも不和が生じた。シェーネラーは小ドイツ主義に立つてスラヴ人、ユダヤ人を攻撃するに留まらず、反カトリック・反教権主義を主張し、その上ハプスブルク王朝に対する忠誠も拒否するに至つたから、仮りに攻撃的で狭量なパスナリティーの持主でなかったとしても、ウィーンの職人層の支持をいつ迄もつなぎとめておくことはできなかったであろう。勢いその支持層は大学のドイツ民族派の学生や狭い知識人に限定されることになつたけれども、知名度抜群のシェーネラーのお蔭で、ドイツ民族派は八〇年代を通じて反自由主義の潮流の重要な一角を担い続ける。⁽⁹⁾

こうした新しい動きに対し、当時孤立し、ドン底にあつて新たな味方と支持者を求めていたルーエーガーが早くから友好的姿勢を見せていたことは何ら異とするに足りない。既に八〇年一〇月の小営業層の集會に彼の姿が見られるし、「改革協会」そのものには、自らの政治的独立性保持の爲入会しなかつたものの、シュナイダー、ツェルボーニと云つた協

会の指導者とは一貫して密接な関係を維持した。特にⅢ区、Ⅴ区では手工業者の多くがルエーガー派の民主派グループに属していたから、支持層の点でも「協会」に近かった。⁽¹⁰⁾ 八四年春の市議選の際、マンドル派を含む反ルエーガー派が結束してルエーガーの追い落としを計った時、一五七六票中八四五票を得てルエーガーが辛じて勝つことができたのは、パツタイ、シュナイダーの下知に基づき、Ⅲ区の「協会」派がルエーガー支持にまわったお蔭であつた。⁽¹¹⁾

ルエーガーとシエーネラーの関係はもつと微妙である。反自由主義運動の大きな流れの中では両者は八〇年代を通じて協力し合つており、時にルエーガーがシエーネラーの知名度の前に一步譲ることもあつた。しかし、八四年の市議選に見られるようなルエーガーと反ユダヤ主義改革派グループの接近が明らかになると、シエーネラーは手強い競争相手としてルエーガーを意識するようになる。つまり個人的にはライヴアル意識を持ち、嫌悪しながら、自由主義批判の点で協力する、という関係である。⁽¹²⁾

ウィーンの小市民層を主体とする反自由主義運動とルエーガーにとつて、八五年の国会選挙は一つの画期を為した。これは、ターフェ宰相が、自由主義派の弱体化を狙つて行なつた選挙権の財産資格引下げ措置後、最初の選挙であり、ウィーン市だけでも新たに約一万二千名の小市民層が投票に加わる事になつていた。⁽¹³⁾

ルエーガーはゲスマン、及び和解したマンドル、市の幹部職員でⅧ区選出の国会議員F・クローナヴェッターと結成していた民主派グループを中心に、此の度はパツタイ・シュナイダーと云つた「改革協会」の協力も得て選挙を戦うことにした。彼は自己の地盤であるⅢ区をマンドルに譲り、自らはⅤ区から立候補した。ここは自由派への転向によつて市議会内の「統一左派」を解体させた張本人シュトイデルの本拠地であり、ルエーガーはそれに挑戦したのである。⁽¹⁴⁾ 選挙運動中の四月二七日、元来が実務家で綱領など顧慮しないルエーガーが珍らしく整つた選挙綱領を発表した事実は、

彼の並々ならぬ決意を示すものと言つてよからう。それは彼が国会で追求すべき課題を列挙したもので、直接ウィーン市に関わる事項としては、食料品税とその徴収の為に存在している市壁の廃止、及び郊外地域の合併といったところであつた。⁽¹⁵⁾

選挙は史上最も激しいものとなり、大衆集会やポスター合戦の他に、「街娼」や「ボン引き」と渾名された勧誘運動も盛んに行われた。⁽¹⁶⁾ ルエーガーの立候補したV区マルガレーテンでは自由派も大衆動員をかけ、ルエーガー派ではチェコ人の職人や、選挙権のない労働者の一部、更には同じく選挙権のない婦人部隊も「美男のカール」の為に選挙活動に加わつた。⁽¹⁷⁾ これは九〇年代以後大々的に展開する大衆動員と組織化、煽動的な宣伝によるルエーガー崇拜の予行演習とみなされてよい。その結果、有権者の増加に拘らず、投票率はそれ迄の五五から六〇パーセントを大きく上まわる七〇パーセントを記録している。⁽¹⁸⁾ V区ではルエーガーが僅差でシュトイデルを破り、群衆の歓呼を浴びた。彼は国会でクローナヴェッターと組み、シエーネラー派とも「極左グループ」と呼ばれる緩い協働関係を結んだ。

一方、この年六月から新市庁舎で開かれていた市議会では年末に向けて市議会議員選挙法の改正が審議された。第三選挙人団の選挙資格が国会の場合同様五グルデンに引き下げられる一方、反自由主義勢力の抬頭を嫌う自由派の策謀で、後者の勢力下にある学校教師及び市職員約一万名が第二選挙人団への加入を認められた。⁽¹⁹⁾ かくして八六年春の市議選には小市民層、知識人層の新たな有権者が参加し、選挙向けの大掛りな運動が不可避となつて行く。ルエーガーの率いる民主派は、改選の行われるIII区からVIII区までの第三選挙人団で、市議選では初めて小営業層の反ユダヤ主義改革派と協力して候補を立て、激烈な選挙戦の結果九名(うち改革派三名)を当選させた。第二選挙人団ではV区で候補を立てたが善戦及ばず、又、第一選挙人団では全く歯が立たなかつたが、市議会全体では両派合わせた民主左派は一八議席を数

小営業層という限られた階層の利益を、反ユダヤ主義という否定的な政治象徴によって表現するルーガー派の運動が、狭い限界を越えて拡大し、権力掌握に至る為には、もっと広い、そして積極的な運動の意味付けが必要であったが、それを与える役割を果たしたのはカトリックの新しい動向であった。八〇年代に入ると、ウィーンの下級聖職者の間に、民衆の宗教的覚醒を社会問題の克服と結びつけて行なおうとする運動が、反ユダヤ主義と絡まりつつ現われていた。II 区のデッケルト、IV 区のラチュカ等は教会の説教を通して、地域の民衆の中に新しい社会問題意識と宗教感情を吹き込んでいたし、フロリツツドルフのイエズス会士で「反ユダヤ主義の元凶」と目されるアベルのように巡礼運動を再興する例も見られる。⁽²¹⁾ 彼らはカトリックの宗教再生運動のみならず、社会・政治運動においても、サブ・リーダーとしてウィーンで重要な役割を果たすことになるのであるが、中でも南ティロル出身のL・ブセンナーは、ジャーナリストとして反ユダヤ主義とキリスト教社会理論の普及に務め、一際有力であった。⁽²²⁾ そのブセンナーが師と仰いだのがK・フォーゲルザンクである。メクレンブルクのユンカー出身でカトリックに改宗したフォーゲルザンクは、七五年以来ウィーンにあって、「祖国」紙編集の傍ら、独自のカトリック社会理論を展開しつつあった。自由主義的資本主義を批判し、これに対して中世社会をモデルに、職能身分団体を単位とする社会編成を構想するキリスト教社会主義がそれであり、ここでは、労働者の非プロレタリア化⁽²³⁾ 生産身分化（小生産者化）によって貧困と無信仰が克服される筈であった。⁽²⁴⁾ キリスト教社会主義実現の担い手として手工業者、小営業層に注目していたフォーゲルザンクの意を体して、八七年三月になるとブセンナー、ラチュカが中心となった「キリスト教社会協会」が設立される。⁽²⁵⁾

当初、反自由主義的潮流の四分五裂に又ひとつ新たな分裂を生み出したかに見られた「キリスト教社会協会」が、実は統一への有効な触媒として機能することになるのである。新たな分派と警戒し、又反教権主義のシェーネラーとの関

係悪化を避ける為、最初は距離を置いていたルエーガーが、九月に入ってメンバーに加わると、「社会協会」は有力かつ雄弁な指導者を擁することになり、数ヶ月のうちに、ウィーンはもとより下オーストリア州の大部分の町に支部が結成されるという急成長ぶりを示した。⁽²⁵⁾

八八年九月、フォーゲルザンクの誕生パーティーでルエーガーは、ゲスマンを介して、初めてこのキリスト教社会主義の父に会っている。その際フォーゲルザンクは「今漸く我は『統一キリスト者』の指導者を見出した」と述べた、と伝えられている。⁽²⁶⁾その後、フォーゲルザンクを中心とする研究グループにルエーガーも加わった。これは八九年四月の第二回カトリック会議の後拡大し、神学教授F・シントラーの主催のもと毎月一回、伝説となった「鷺鳥の夕」として行われた。⁽²⁷⁾

かくしてルエーガーは、小営業層、小市民層の利益擁護から一步踏みこんでカトリック社会運動の方向に進んだのであり、彼の政治生活の出発点から見ると、ほとんど転向に近い。しかしルエーガーの本領は理論ではなく、実政治家としてのその力量にある。「反ユダヤ主義改革協会」「キリスト教社会協会」それに民主派を、ウィーン市議会や州議会、さらには国会に向けて、一つの勢力にまとめあげて行くことが、政治家ルエーガーにとつての課題となるのである。⁽²⁸⁾

八八年及び八九年の市議選を彼らは初めて「統一キリスト者」という名称の下で戦い、二五議席を占めることに成功した。とは言え、カトリックとしての宗教色を従来よりも強めたことで、民衆運動に精神的力が付与されるという効果が期待できる一方で、その代償として、反教権主義に固執するクローナヴェッターやマンドルと云った民主派の一部と最終的に訣別せざるを得なくなつた。⁽²⁹⁾シエーネラー派との関係も悪化した。当時獄中にあつたシエーネラーは自派の支持者に対し「統一キリスト者」不支持を指令したが、これ以後、その反ユダヤ主義だけでなく、反教権主義、反ハプスブルク帝国の立場を強化し、「ドイツ民族派」の旗幟を鮮明にして行くのである。⁽³⁰⁾

ところで、八八年暮から八九年正月にかけて、下オーストリア州のハインフェルト村で開かれた会議で「オーストリア社会民主労働党」が誕生している。⁽³¹⁾これは労働者を主体とする解放運動であつて、労働者を労働身分という範疇で扱へかえずことによつて、自陣に取り込むことを狙つていたキリスト教社会主義にとつて、恐るべき競争相手の出現を意味するものであつた。⁽³²⁾それだけではない。自由主義者の一部が、反ユダヤ主義を封じ込める同盟軍として労働運動を見ていた当時のオーストリアにあつては、社民党の出現は、カトリック側に、反自由主義運動を展開していく上からも、その政治勢力の協働・統一を迫る性質のものであつたのである。⁽³³⁾

ともあれ、以上見てきたように、一八八〇年代に起こつた社会・政治変動は、八九年にはキリスト教社会党、ドイツ民族派、社会民主党という、以後現在に至るまで、オーストリアとウィーンを三分する三つの大衆政党の誕生という形をとつて終了したのである。⁽³⁴⁾しかし、当面のウィーン市政は、依然、自由主義多数派に対しルエーガー派・統一キリスト者が挑戦している、という構図が続いていた。

八九年一月野党の抬頭の前に弱気になつていたウルル市長は辞任し、代つて既に事実上市政を牛耳つていたブリックスがウィーン市長に就任した。⁽³⁵⁾新市長が直面した最大の問題は郊外地区の合併によるウィーン市の拡大であつた。七一年以来検討されてきたが、食料品税問題が隘路となつて頓挫していた大ウィーン案を、九〇年に入ると政府が本腰でとりあげた。七月に出された新しい市憲法草案では、大ウィーンを旧市一〇区に郊外九区を加えた一九区編成とし、市議會は従来通りの三選挙人団制で選出される任期六年の一三八名の議員が構成することになつていた。又、正副市長と二三名の議員からなる市参事会の新設も定められていた。合併による大ウィーンは州法として二月一九日に成立を見ている。⁽³⁶⁾

新制度に基づき九一年春、大ウィーン市の市議會選挙が全議席について行なわれることになり、「統一キリスト者」は

躍進に期待をかけていた。事実、第三選挙人団の選挙では一九区中一六区で勝利を納め、四六議席中三〇議席を獲得したのである。しかし、彼らは、第一選挙人団では無論のこと、第二選挙人団でも惨敗を喫し、結局一三八議席中四二議席しかとれず、自由主義派市政の壘を摩すには程遠かった。⁽³⁷⁾ ルエーガー派の失望は大きかった。この間、彼らは都市小市民層に的を絞り、ゲスマン参謀による居酒屋のネット・ワークやウィーン弁丸出しの煽動的な、反ユダヤ主義演説など、独特の組織活動と政治スタイルを開発してきており、これは確かに第三選挙人団向けには極めて有効であった。⁽³⁸⁾ しかし、第一選挙人団を構成する、ブルジョアの身分意識の強い中層の市民や官吏に対しては、ルエーガー派の従来の方では効果が薄かったのである。さらに、この時期自己利益に鋭敏になっていた中・下級官吏層に対し、自由主義派が逸早く待遇改善を公約として打ち出していたことも無視できない。従って、これ以降「統一キリスト者」も、勢力拡大と市政掌握をめざすならば、自らが民衆運動であるだけでなく、同時に「ブルジョア」政党であることを強調し、中層市民にも配慮した利益配分政策を採ることが必要となってくる。ルエーガー派の中で、大家主のシュトロローバツハや大卒の市上級職員ヴァイスキルヒナーの比重が増大するのはこうした背景の下で理解できよう。⁽³⁹⁾

九一年に議会全体の選挙が行われた後、新制度では二年毎に選挙人団毎の改選が行われることが定められていた。⁽⁴⁰⁾ それに基づいて八三年には第一選挙人団で改選が行われていたが、自由主義派の優位は動かなかつた。しかし、九五年に予定されていた第二選挙人団の改選では変化が予測された。自由主義派は九一年の勝利を自明のこととみなし、そこから何も学ばなかつた上、支持層の要求に無感覚になっていたから、不満が渦巻いていたのである。九五年四月の第二選挙人団による選挙は、予想をはるかに越える劇的な変化をもたらした。自由主義派二二議席に対しルエーガー派の「市民ブロック」は二四議席を獲得し、竟に逆転に成功した。⁽⁴¹⁾

市議会全体では未だ自由派が多数の筈であつたが、グリーンブル市長に反対する有力グループが居た為、情勢は混沌としてきた。⁽⁴³⁾ 先ず五月一四日の副市長選が混乱の中でルーエーガー選出に終るとグリーンブル市長は辞任し、さらに、二十九日の市長選も混乱に陥つて市長選出は不可能となつた。そこで州総督キールマンセックが職権で市議会を解散し、九月には全市議会の選挙が行われることになつたのである。⁽⁴⁴⁾

上げ潮に乗るルーエーガー派は、好機到来とばかり、この選挙で初めて第一選挙人団に本格的に取り組んだ。上層市民に向けての活動では財産所有者としての市民の地位保証が強調される傍らで、反ユダヤ主義は陰を潜めた。⁽⁴⁵⁾ 第二選挙人団を構成する市の職員や教師に対しては給与改善が、又小営業層に対しては改革と市の事業割当が約束されるなど、個別階層向けの利益政治が展開される一方、市政掌握を目睫の間に見た彼らは、また全ての市民階層の提携を訴えかけ、ユダヤ人と自由主義の破壊からキリスト教民衆を守る象徴として「キリスト教社会党」の党名を公然と名のり、且つルーエーガーのパスナリティーを前面に押し出す作戦をとつた。⁽⁴⁷⁾

組織的にも、選挙活動全体を中央本部が調整一本化し、外部から応援部隊を導入するなど新しい試みがなされているし、個別の活動についても、政治資金集めと説得を兼ねて個別訪問が多用され、ここでは下級聖職者の教区廻りが目立っている。⁽⁴⁸⁾ 要するに、殆んど凡ゆる大衆動員の方法が駆使されているのである。

選挙はルーエーガー派の圧勝に終つた。第三選挙人団ではキリスト教社会党は全議席を獲得したし、第一選挙人団でも一四議席、全体で一三八議席中九二議席を占めるという三分の二多数の快挙である。⁽⁴⁹⁾ しかし、これでルーエーガーが直ちに市長になれる訳ではない。一〇月二十九日市議会はルーエーガーを市長に選出したけれども、宰相バデーニは、当面の対ハンガリー和協改正交渉に向けて、激烈なハンガリー批判者ルーエーガーのウィーン市長就任は不適切と判断していた。その上議会の自由主義派の強硬な反対に遭遇したバデーニは、州総督の判断を無視して、皇帝に不裁可を進言したので

あつた。⁽⁵⁰⁾

これに対抗してウィーン市議会が再びルエーガーを市長に選出すると、州総督は再度市議会の解散を命じ、冷却期間を置いて翌九六年二月から三月にかけて選挙が行われる手筈となつた。今度の選挙は殉教者ルエーガーを正面に立てた、ウィーン市の中央政府に対する抗議の機会となり、文字通り人民投票を意味した。⁽⁵¹⁾

ルエーガー崇拜とでも呼ぶべき民衆の熱狂的運動の前に、自由主義派が候補者探しにさえ難渋する始末では、勝負は最初から見えていたと言つてよい。⁽⁵²⁾ 結果は第一選挙人団でも議席を増やしたキリスト教社会党が計九六議席を占め、大勝利をおさめた。Ⅲ区のビア・ホールで開かれた勝利集会でルエーガーは今回の「ウィーンの闘いは、自分とバデーニとの決闘ではなく、民衆(Volk)と官僚主義的恣意との闘いであり、官吏も個人的にはキリスト教徒民衆の側に立つて闘つたのだ」と演説し、拍手喝采を浴びている。⁽⁵³⁾

実はこの間、二月にルエーガーはバデーニと密談し、皇帝がルエーガーに親しく面接し、市長辞任を懇請するという形をとることを条件に、市長職を辞することで妥協が成立していた。⁽⁵⁴⁾ 四月一八日市議会が圧倒的多数でルエーガーをウィーン市長に選出した後、二七日には皇帝が彼を引見し、筋書通り翌日ルエーガーは市長を辞した。この謁見はキリスト教社会党の存在を皇帝が親しく認知したことを意味しただけでなく、政府の圧力に抗したウィーン市の独立性を象徴するものでもあつて、ルエーガーが固執したのも当然である。⁽⁵⁵⁾ 代つてシュトロローバッハが「今回限り」で市長になつたが、彼は成り上がりとは言えオーストリア家主協会の幹部という大家主であり、これはキリスト教社会党が、当初の小営業層、下層中産階級の運動から、市政掌握の思惑と並んで、初めての社会民主党の挑戦の前に、上層市民の利益をも代表・擁護する政党に転じつつあることを示していた。⁽⁵⁶⁾

ルエーガーは第一副市長の地位に納まり、実質的に市政を掌握することが可能であつた。かくしてルエーガー市政が

開始されるのである。

註

- (1) J. Hawlik, op. cit., S. 42.
- (2) 矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究』岩波書店、一九七七年。A. May, Th Habsburg Monarchy 1867-1914. N. Y., 1951などを参照。
- (3) Ch. Salmeyer, Das gewerbliche Kleinbürgertum in Wien. Zu seiner wirtschaftlichen und politischen Entwicklung in der 2. Hälfte des 19. Jahrhunderts. Diss. Univ. Wien. 1980. Kap. 2.
- (4) ibid., S. 124-122.
- (5) R. Kuppe, op. cit., S. 92-95.
- (6) J. Hawlik, op. cit., S. 48-50.
- (7) O. Stolz, Grundriß der österreichischen Verfassung und Verwaltungsgeschichte. Innsbruck/Wien, 1951. S. 188. E. Talos, Staatliche Sozialpolitik in Österreich. Wien, 1981. S. 43. 八三年の改正でも残る小営業層の不満は、①資金不足と管理組織の不满から生ずるギルト運営の頓挫 ②各ギルト間の権限が不明確なことから生ずる営業資格証明制度の混乱、等であった。Ch. Salmeyer, op. cit., S. 224-229.
- (8) K. Berchtold, Österreichische Parteiprogramme. 1868-1966. Wien, 1967. S. 189-192.
- (9) R. Spitzer, Des Bürgermeisters Lueger Lumpen und Steuerträger. Wien, 1988. S. 87-88.
ヒトラーの反ユダヤ主義は元来シエネラー派の実科^{リヒター}中学の教師の影響によるものである。A. Kubizek, Adolf Hitler. Mein Jugendfreund. Graz/Göttingen, 1953. S. 70-72, 107.
- (10) R. Kuppe, op. cit., S. 95-96.
- (11) J. Hawlik, op. cit., S. 53-55.
- (12) F. Funder, Vom Gestern ins Heute. Wien/München, S. 230.
- (13) 一万二千名の内訳は小営業七六〇〇名、私企業ホワイト・カラー二八〇〇名、市職員五六〇名、教師四七〇名等となつて

- いた。K. Skalnik, op. cit., S. 44.
- (14) R. Kuppe, op. cit., S. 120-123.
- (15) 食料品税は一八二九年に導入された国税で、ウィーン市内に持ち込まれる食料品や生活必需品に課せられる。その上乗せ分が市の歳入の重要部分となっていたが、同時に市内の物価を引き上げていた。P. Csendes, Geschichte Wien. Wien 1987. S. 124.
- (16) K. Skalnik, op. cit., S. 51.
- (17) R. Kuppe, op. cit., S. 127-130.
- (18) K. Skalnik, op. cit., S. 53.
- (19) M. Kunze, op. cit., S. 88-90.
- (20) M. Seliger/K. Ucakar, op. cit., S. 94.
- (21) J. Hawlik, op. cit. S. 44-45.
- (22) J. W. Boyer, op. cit., pp. 113-114.
- (23) W. V. Klopp, Die sozialen Lehren des Freiherrn Karl von Vogelsang. Wien/Leipzig, 1938. S. 155-161, 325-328.
- (24) J. Hawlik, op. cit., S. 63-64.
- (25) K. Skalnik, op. cit., S. 58-59.
- (26) R. Kuppe, op. cit., S. 170.
- (27) F. Hunder, Aufbruch zur christlichen Sozialreform. Wien/München, 1953. S. 58-73. ホタル「養蠶亭」に集まったことからの名が付いた。H. Andics, Luegerzeit. Das schwarze Wien bis 1918. Wein/München, 1984. S. 87-88.
- (28) 「綱領は結構だ。綱領のない方が手を結び易いものだ。」とルエーガーは繰り返し述べている。R. Kuppe, op. cit., S. 203.
- (29) R. Spitzer, op. cit., S. 88.
- (30) A. Whiteside, Georg Ritter von Schönerer. Alldeutschland und seine Prophet. Graz/Wien/Köln. 1981. S. 128-143. 英語版原著は、The Socialism of Fools. Georg Ritter von Schönerer and Austrian Pan-Germanism. Berkley, 1957. である。

- (31) J. Hannak, Im Sturm eines Jahrhunderts. Volkstümliche Geschichte der sozialistischen Partei Österreichs. Wien, 1952. S. 60-61.
- (32) K. Buchheim, Geschichte der christlichen Parteien in Deutschland. München, 1953. S. 167.
- (33) R. Kuppe, op. cit., S. 158.
- (34) A. Wandruszka, "Österreichs politische Struktur. Die Entwicklung der Parteien und politischen Bewegungen" in. H. Benedikt. (Hrsg.) Geschichte der Republik Österreich. München, 1954. 参照。
- (35) F. Stauracz, op. cit., S. 32.
- (36) R. Till, op. cit., S. 92-98. ルーガーはその間市議会では市長任命制への切り換えの噂についての緊急質問と、市参事会設置反対演説を行なっている。又州議会では三級選挙制の廃止を主張している。
- (37) M. Seliger/K. Ucakar, op. cit., S. 105-106, 180-181.
- (38) K. Skalnik, op. cit., S. 75-77.
- (39) J. W. Boyer, op. cit., pp. 295-297.
- (40) M. Seliger/K. Ucakar, Wien. Politische Geschichte. 1740-1934. Wien/München, 1985, Bd. I. S. 425-426. 従来の毎年一部改選を二年毎にしたのはキリスト教社会党の勢いに水をさす為であった。
- (41) 自由主義派を大蔵大臣とするヴァインティエグレート内閣は官吏の奉給を据え置き、合併後ウィーン市職員の勤務条件は悪化した。J. W. Boyer, op. cit., pp. 350-355.
- (42) M. Seliger/K. Ucakar, Wahlrecht und Wählerverhalten in Wien 1848-1932. Wien/München 1984. S. 107-110. 五年市議選からシエトロバツハの市長就任までの経過及び背景については大津留厚「カール・ルーガーのウィーン市長就任問題」『西洋史学』一三二号(1984)がすぐれている。
- (43) アリックス市長は一八九四年二月に急死し、代ってR・グリュエブルが就任していた。F. Czeicke, Wien und seine Bürgermeister, Wien/München, 1974. S. 336-337.
- (44) F. Stauracz, op. cit., S. 36-37.
- (45) J. W. Boyer, op. cit., S. 365.

- (46) H. Schnee, op. cit., S. 60.
- (47) 九二年から九四年にかけて、下級聖職者の動きに不安を感じたオーストリアのカトリック教会上層部が締付けを強めた。これに対しルーエーガー達は教皇庁に訴えキリスト教社会主義支持のお墨付きを貰うことに成功したのである。H. Andics, op. cit., S. 187-192.
- (48) J. W. Boyer, op. cit., pp. 365-368.
- (49) M. Seliger/K. Ucakar, op. cit., S. 111-112.
- (50) H. Schnee, op. cit., 58-60. 宮廷のルーエーガーの評判も芳しいものではなかった。
- (51) L. Tomola, op. cit., S. 17.
- (52) J. W. Boyer, op. cit., p. 382.
- (53) F. Stauracz, op. cit., S. 42.
- (54) J. W. Boyer, op. cit., p. 387.
- (55) *ibid.*, p. 383.
- (56) 社会民主党は九六年市議選で初めて地方選挙に参加した。その為に作った自治体綱領の中には累進所得税、市営のパン屋等が含まれていた。M. Seliger, *Sozialdemokratie und Kommunalpolitik in Wien*. Wien/München. 1980. S. 23-28.